

店頭外国為替証拠金取引に係るご注意 (『ダイワFX』に係るご注意)

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。

(注1)

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

- また、本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、FX専用ダイヤル(0120-207337)までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注1) ただし、以下に該当する場合は金融商品取引法上適用されません。

- ・ 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・ 勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・ 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注2) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

店頭外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面 (『ダイワFX』取引説明書)

令和 4 年 4 月

店頭外国為替証拠金取引をされるにあたっては、本書面の内容を十分に読んでご理解ください。

店頭外国為替証拠金取引は、元本及び利益が保証された取引ではなく、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、お取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご理解いただき、お客様の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引いただくようお願いいたします。

目 次

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	1
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	4
・取引の方法	4
・証拠金	5
・決済に伴う金銭の授受	6
・税金について	6
店頭外国為替証拠金取引の受託にかかる手続きについて	8
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	10
当社の概要について	13
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	14

本書面は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

【手数料・その他費用の概要】

取引手数料は無料ですが、お取引においてお客様が負担されるコストにはアスク (Ask) 価格とビッド (Bid) 価格の差額であるスプレッドがあります。なお、口座管理料は発生いたしません。

【証拠金について】

本取引を行うには、証拠金の預託が必要となります。必要となる証拠金の額は、当社が定める計算式（後述、「店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて」に記載）によって算出されます。

また、必要な証拠金は、通貨ペア（通貨の組合せ）やその通貨の価格によって変化しますので、本取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。必要な証拠金は、お取引画面にてご確認ください。

なお、お客様から預託を受けた証拠金は、三井住友銀行又は三井住友信託銀行への金銭信託により当社の自己の資金とは区分して管理しております。

【店頭外国為替証拠金取引のリスクについて】

（１）価格変動リスク

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動により金利差相当額（スワップポイント）が受け取りから支払いに転じることもあります。通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買付けた通貨の対象国の金利が売付けた通貨の対象国の金利よりも高い場合にもスワップポイントを支払うことがあります。店頭外国為替証拠金取引は、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比べて大きい場合、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

取引対象である通貨の価格が急激に変動した場合、意図した取引ができない、又は意図しない取引が成立する可能性があります。

（２）ロスカットのリスク

取引対象である通貨の価格の変動により、お客様の未決済建玉に対する評価損が発生した結果、証拠金維持率（（有効証拠金÷建玉必要証拠金）×100）がロスカット基準を下回った場合は、お客様のご意思に関わらず、当社の任意の方法により、未約定の新規注文すべてを失効し、お客様の未決済建玉すべてを自動的に反対売買いたします。原則として、当社は未約定の新規注文の失効及び反対売買の執行を速やかに行います。

取引対象である通貨の価格が大きく変動した場合など、預託している証拠金額

以上の損失が生じ、証拠金残高がマイナスとなる可能性もあります。この場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うことになります。

なお、有効証拠金全額を利用して新規注文された場合には、新規注文成立直後にロスカットが発生する可能性が高くなりますのでご注意ください。

(3) 流動性リスク

お客様がお取引する通貨によっては、市場での売買高が少ないため、決済取引（売戻し又は買戻し）ができないなど、意図したとおりのお取引ができないこともあります。また、外国為替市場の状況によっては、アスク（Ask）価格とビッド（Bid）価格のスプレッド幅が広くなったり、価格の提示が困難になることがあります。

(4) 信用リスク

本取引は当社が相手方となって行います。したがって、当社の信用状況の変化等により、金銭の支払が滞ったり、支払不能が生じたりして、損失が生じるおそれがあります。

(5) 契約終了のリスク

所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、「店頭外国為替証拠金取引取扱規定（『ダイワFX』取扱規定）」の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うことになります。

(6) その他のリスク

取引システム又は金融商品取引業者及びお客様を結ぶ通信回線などが正常に動作しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消などが行えない可能性があります。

【カバー取引相手】

当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

- ・株式会社三井住友銀行（銀行業）
- ・ユービーエス・エイ・ジー（銀行業）

監督を受ける外国当局：スイス連邦銀行委員会

- ・ドイツ証券株式会社（金融商品取引業）
- ・ゴールドマン・サックス証券株式会社（金融商品取引業）
- ・シティバンク銀行株式会社（銀行業）

【当社のリスク管理について】

当社は、ダイワFXにおいてお客様の注文が約定した場合に当社に発生する為替ポジションの価格変動リスク（為替市場リスク）については、当社で取扱うその他の為替取引（外貨建商品取引等に係るものを含む）により発生する為替市場リスクと併せ、当社の為替市場リスクとして包括的にリスク管理を行っています。

当社のリスク管理規程に基づき、発生した為替市場リスクと取引相手の信用リスク（取引相手の破綻等により被るリスク）について、一定の保有枠を定めて、その範囲内で運用することとしています。リスク量のモニタリングは、そのリスクを保有する部署以外のリスク管理部署が行っています。

また、当社を含む大和証券グループの連結の経営の健全性の状況（自己資本規制比率）を、法令に基づき、大和証券グループ本社のホームページに公表しています。

【その他留意事項】

お客様が注文した取引が成立したときは、当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による店頭外国為替証拠金取引の受託業務は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

☆取引の方法

当社が取扱う店頭外国為替証拠金取引の通貨ペア、取引単位及び呼び値の最小変動幅は次の表のとおりです。

通貨ペア	取引単位	呼び値の 最小変動幅
米ドル/日本円 (USD/JPY)	1,000通貨以上1,000通貨単位	0.001円
ユーロ/日本円 (EUR/JPY)	1,000通貨以上1,000通貨単位	0.001円
英ポンド/日本円 (GBP/JPY)	1,000通貨以上1,000通貨単位	0.001円
豪ドル/日本円 (AUD/JPY)	1,000通貨以上1,000通貨単位	0.001円
ニュージーランドドル/日本円 (NZD/JPY)	1,000通貨以上1,000通貨単位	0.001円
カナダドル/日本円 (CAD/JPY)	1,000通貨以上1,000通貨単位	0.001円
スイスフラン/日本円 (CHF/JPY)	1,000通貨以上1,000通貨単位	0.001円
南アフリカランド/日本円 (ZAR/JPY)	10,000通貨以上10,000通貨単位	0.001円
香港ドル/日本円 (HKD/JPY)	10,000通貨以上10,000通貨単位	0.001円
シンガポールドル/日本円 (SGD/JPY)	1,000通貨以上1,000通貨単位	0.001円
ノルウェークローネ/日本円 (NOK/JPY)	10,000通貨以上10,000通貨単位	0.001円

取引の仕組みは各通貨ペアとも共通で次のとおりです。

- a. 当社が各通貨ペアごとにアスク（Ask）価格とビッド（Bid）価格を同時に提示し、お客様はアスク（Ask）価格で買い付け、ビッド（Bid）価格で売り付けることができます。当社は、お客様に提示する価格を為替取引の銀行間市場のアスク（Ask）価格とビッド（Bid）価格を参考に、市場の状況に応じて、アスク（Ask）価格とビッド（Bid）価格を決定します。アスク（Ask）価格はビッド（Bid）価格以上となるように決定します。

相場急変が予期される場合、あるいは急激な価格変動や極端な流動性の低下が認められた場合、一時的に価格の提示を停止する場合があります。一時的に価格の提示を停止した場合、

価格変動や流動性の状況に鑑み、市場実勢を反映した価格の提示が可能であると判断した時点で価格の提示を再開します。

ロスカットや逆指値注文などについては、価格の提示の再開後に順次執行しますので、相場状況によっては意図せぬ価格で約定することがあります。その場合には、差し入れている証拠金額以上の損失が生じ、証拠金残高がマイナスとなる可能性もあります。

- b. 建玉は、売戻し若しくは買戻しをする反対売買（決済取引）による差金決済とします。現金による受渡決済はできません。
- c. 売戻し若しくは買戻しによる反対売買を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。
- d. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨ペアについてのスワップポイントは、お客様が受け取る場合の方がお客様が支払う場合よりも小さくなっているか、同値となっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。
- e. お客様の評価損失が所定の水準に達した場合、お客様の保有されるすべての建玉を強制的に決済いたします。（「ロスカットルール」といいます。詳しくは、「☆証拠金」の「(5) ロスカットの取扱い」をご参照ください。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
- f. 売戻し又は買戻しを行った場合の決済日は、原則として、当該売戻し又は買戻しを行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨ペアの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。

☆証拠金

（１）証拠金の差し入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、（２）の証拠金必要額以上の額を、お取引口座から店頭外国為替証拠金取引口座に振り替えてください。証拠金は日本円のみを受け入れとし、有価証券や外貨の受け入れはいたしません。

（２）証拠金必要額

注文に必要な証拠金額（注文必要証拠金）は、「注文数量×提示レート※１×最大レバレッジに応じた証拠金率※２」です。

建玉の維持に必要な証拠金額（建玉必要証拠金）は、「建玉数量×提示レート※１×最大レバレッジに応じた証拠金率※２」です。

※１ 買い注文及び買建玉の場合はビッド（Bid）価格、売り注文及び売建玉の場合はアスク（Ask）価格で計算します。

※２ 当社の店頭外国為替証拠金取引では、お客様ご自身で最大レバレッジを選択いただけます。最大レバレッジによって、必要な証拠金額の計算に用いる証拠金率は異なります。

詳しくは、「店頭外国為替証拠金取引利用・取引ルール（『ダイワFX』利用・取引ルール）」でご確認ください。

（３）証拠金の引出し

お客様が差し入れている証拠金は、建玉・注文の維持に必要な証拠金額を控除した出金可能額の範囲内でお取引口座へ振り替えることができます。

（４）評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する為替評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップ評価損益は、証拠金に評価損益として加算又は減算されます。

（５）ロスカットの取扱い

証拠金維持率がロスカット基準を割り込んだ場合、損失の拡大を防ぐため、当社は、お客様のご意思に関わらず、当社の任意の方法により、お客様の計算においてお客様の未約定の新規注文の失効及び建玉すべての反対売買を行い、決済します。原則として、当社は未約定の新規注文の失効及び反対売買の執行を速やかに行います。

（６）証拠金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

当社が請求した証拠金をお客様が所定の日時までに差し入れなかった場合には、当社は、当該店頭外国為替証拠金取引を決済するため、任意に、お客様の計算において建玉の反対売買を行うことができます。（お客様が店頭外国為替証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。）

☆決済に伴う金銭の授受

決済は売戻し又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受によって行います。通貨の受渡しによる決済はできません。決済は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

{約定価格差（円）＋累積スワップポイント} ×取引数量

（注） 約定価格差とは、売戻し又は買戻しに係る約定価格と当該売戻し又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

☆税金について

（１）個人のお客様に対する課税

ダイワFX（店頭外国為替証拠金取引）で発生した利益（売買益、スワップポイント収益）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。また、本取引は、特定口座での計算対象にはなりません。

ダイワFX（店頭外国為替証拠金取引）によって発生した損益は、取引所外国為替証拠金取引や株価指数先物取引、有価証券先物取引、商品先物取引、オプション取引（受渡し決済を除く）等と損益通算をすることができます。

損益通算の結果、その年に控除しきれない損失額については、翌年以降３年間にわたって申告分離課税となる「先物取引に係る雑所得等」の金額から繰越控除できます。

損失の繰越控除の適用を受けるためには、損失の金額が生じた年（毎年１月～１２月）に

ついて、確定申告をしておく必要があり、かつ、その後において連続して確定申告をしなければなりません。

(2) 法人のお客様に対する課税

ダイワFX（店頭外国為替証拠金取引）で発生した所得（売買益、スワップポイント収益）は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

(3) 支払調書

当社は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

税金に関する詳細については所轄の税務署にご確認ください。なお、今後、税制改正等が行われた場合、税制の取扱いが変更となる可能性があります。

店頭外国為替証拠金取引の受託にかかる手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. お取引口座の開設

店頭外国為替証拠金取引の開始にあたっては、あらかじめ当社にお取引口座を開設していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示いただきます。

b. 店頭外国為替証拠金取引に係るご注意（『ダイワFX』に係るご注意）（以下、「注意喚起文書」という。）及び本書面の交付を受ける

はじめに、当社から注意喚起文書及び本書面が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の同意をいただきます。

c. 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

本書面や取扱規定等の内容にご同意いただき、店頭外国為替証拠金取引口座を開設していただきます。なお、店頭外国為替証拠金取引の口座開設にあたっては、所定の審査を行います。

(2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社のサービス利用時間内に、次の事項を正確に指示してください。

a. 注文する通貨ペア

b. 新規建て取引又は決済取引の別

c. 売付取引又は買付取引の別

d. 注文数量

e. 価格（指値又は成行）（指値には、当社が提示するアスク（Ask）価格又はビッド（Bid）価格に応じる場合を含みます。）

f. 注文の有効期間

g. その他お客様の指示によることとされている事項

※サービスのご利用時間内であっても、注文の指示ができない時間があります。

(3) 証拠金の差し入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。

(4) 売戻し又は買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、売戻し又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、決済取引の注文時にお客様に指示していただきます。同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）については、両建てとなるような注文も受け付けいたしますが、両建ては、お客様にとって、アスク（Ask）価格とビッド（Bid）価格の差や、スワップポイントの支払と受取の差、

及び証拠金の二重負担といったデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

(5) 注文をした取引の成立

注文をした店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書兼残高報告書をお客様に交付します。

(6) 手数料

取引手数料は無料です。

ただし、お取引においてお客様が負担されるコストには、アスク (Ask) 価格とビッド (Bid) 価格の差額であるスプレッドがあります。

(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、毎月末のお客様の店頭外国為替証拠金取引の建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した取引報告書兼残高報告書を作成して、お客様に交付します。

(8) 電磁的方法による書面の交付

取引報告書兼残高報告書の交付は、電磁的方法により行います。

(9) その他

当社からの取引報告書兼残高報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社に直接ご照会ください。

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは「店頭外国為替証拠金取引取扱規定 (『ダイワFX』取扱規定)」、「店頭外国為替証拠金取引利用・取引ルール (『ダイワFX』利用・取引ルール)」をお読みください。

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に

提供させる行為

- j. 本書面の交付に際し、本書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨ペア、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 店頭外国為替証拠金取引につき、顧客の実預託額が約定時必要預託額（平成29年2月27日以降は想定元本の4%を最低水準とし、通貨ペア毎に一般社団法人金融先物取引業協会が発表する証拠金率が4%を超える場合はその証拠金率とする。）に不足する場合に、取引成立後直ち

に顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

- v. 店頭外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における実預託額が維持必要預託額（平成29年2月27日以降は想定元本の4%を最低水準とし、通貨ペア毎に一般社団法人金融先物取引業協会が発表する証拠金率が4%を超える場合はその証拠金率とする。）に不足する場合に、速やかに顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
- y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

当社の概要について

当社の概要・連絡先

商号等	大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号
本店所在地	〒100-6752 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本STO協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC) 当社との間における金融商品取引業に係る苦情・紛争の解決のため、上記 FINMAC(連絡先：0120-64-5005)を利用いただけます。
資本金	1,000億円
主な事業	金融商品取引業
営業開始日	平成11年4月26日
連絡先	店頭外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、 FX専用ダイヤル(0120-207337)にご連絡ください。

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- ・ **アスク** (Ask)

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。
顧客はその価格で買い付けることができます。

- ・ **受渡決済** (うけわたしけっさい)

店頭外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取ることに
により決済する方法をいいます。

- ・ **売建玉** (うりたてぎょく)

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- ・ **売戻し** (うりもどし)

買建玉を手仕舞う (買建玉を減じる) ために行う売付取引をいいます。

- ・ **買建玉** (かいたてぎょく)

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- ・ **買戻し** (かいもどし)

売建玉を手仕舞う (売建玉を減じる) ために行う買付取引をいいます。

- ・ **カバー取引** (カバーとりひき)

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスク
の減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デ
リバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外
国為替証拠金取引をいいます。

- ・ **逆指値注文** (ぎゃくさしねちゅうもん)

市場価格が逆指値価格以上になったら買付ける、逆指値価格以下になったら売付けるという注
文形態のことをいいます。通常の指値注文に対して、約定の基準となる市場価格と注文価格の
関係が反対となる注文形態であるため「逆指値注文」と呼ばれています。

- ・ **銀行間市場** (ぎんこうかんしじょう)

銀行を主とする金融機関の間で行われる取引市場をいいます。インターバンク市場ともいいま
す。為替取引の銀行間市場は、特定の取引所は存在せず、相対取引で世界中の金融機関間にお
いて取引が行われています。

- ・ **金融商品取引業者** (きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取扱う業務について、金融商品取引法による登
録を受けた者をいいます。

- ・ **差金決済** (さきんけっさい)

店頭外国為替証拠金取引や、先物取引、オプション取引等の金融取引の決済にあたり、原商品
の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をい
います。

・指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。

これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行（なりゆき）注文といいます。

・証拠金（しょうきん）

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

・スワップポイント

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、通貨ペア間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

なお、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。

・スリッページ

顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

・デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

・店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいこくかわせしょうきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

・店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）

店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

・店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

・値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

・媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引をいいます。

・ビッド（Bid）

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。

顧客はその価格で売り付けることができます。

・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

- ・ **有効証拠金**（ゆうこうしょうきん）

証拠金の状況を計算するための基準となる金額です。

有効証拠金は次の計算式で計算されます。

「有効証拠金＝実質証拠金（受入証拠金＋評価損益＋未実現確定損益＋証拠金振替予定額）－注文必要証拠金」

- ・ **両建て**（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

- ・ **ロスカット**

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。

- ・ **ロールオーバー**

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

お取引にあたって

～金融商品取引法について～

金融商品取引法では、投資家を「特定投資家」と「一般投資家」に区分するとともに、「特定投資家」に対しては規制内容の柔軟化が図られています。

◎「特定投資家」と「一般投資家」の意義および法令上の取扱い



特定投資家とは？

特定投資家とは、機関投資家を中心としたいわゆる「プロ」の投資家のことを指します。金融商品取引法では、特定投資家との金融商品取引について、金融商品取引業者などに対する規制のうち、一部の適用を除外する※など、規制を緩和しています。

※「広告規制」「取引態様の事前明示義務」「書面交付義務」「適合性の原則」などの投資家保護に関する規制を中心に一部の規制については、法令上、適用が除外されます。



一般投資家とは？

一般投資家とは、個人投資家を中心としたいわゆる「アマ」の投資家のことを指します。金融商品取引法では、投資家保護を目的として、一般投資家との金融商品取引について、金融商品取引業者などに対するさまざまな規制を設けています。

◎「特定投資家」と「一般投資家」の区分について

金融商品取引法に基づく「特定投資家」と「一般投資家」の区分については、下記のとおりとなります。

お客さま		「特定投資家」と「一般投資家」の区分
1	「適格機関投資家(証券会社、銀行、信用金庫、保険会社等)」のお客さま	「特定投資家」に区分されます。 *「一般投資家」への移行はできません。
2	「特殊法人・独立行政法人」「上場会社」「資本金5億円以上の株式会社※ ¹ 」などの法人のお客さま	「特定投資家」に区分されます。 *契約の種類(有価証券取引、デリバティブ取引、投資一任契約、特定預金等契約※ ²)ごとに、「一般投資家」への移行が可能です。ご希望のお客さまは、当社お取扱窓口までお問い合わせください。
3	上記1および2以外の法人のお客さま 「地方公共団体」のお客さま 一定の条件を満たした個人のお客さま(後掲)	「一般投資家」に区分されます。 *契約の種類(有価証券取引、デリバティブ取引、投資一任契約、特定預金等契約)ごとに、「特定投資家」への移行が可能です。※ ³ ご希望のお客さまは、当社お取扱窓口までお問い合わせください。
4	上記3以外の個人のお客さま	「一般投資家」に区分されます。 *「特定投資家」への移行はできません。

※1 資本金5億円以上と特定できない場合は、一般投資家と同様の対応をさせていただきます。

※2 特定預金等(外貨預金等)契約の締結にあたっては金融商品取引法が準用されます。

※3 「一般投資家」から「特定投資家」への移行につきましては、当社の審査等の結果、ご希望にそえない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
「一般投資家」から「特定投資家」への移行の有効期間は原則として1年とされていますが、当社では、移行後最初に到来する5月31日(休日である場合を含みます)を「期限日」とさせていただきます。

◎個人のお客さまが「特定投資家」へ移行が可能となる条件

金融商品取引のご経験が1年以上あるお客さまのうち、以下のいずれかに該当する場合は、「特定投資家」への移行が可能です。

1	純資産および投資性金融資産がそれぞれ3億円以上
2	純資産または投資性金融資産が5億円以上、もしくは前年の収入が1億円以上
3	直近1年間の取引頻度が月平均4回以上であり、純資産または投資性金融資産が3億円以上
4	特定の知識・経験※ ¹ があり、純資産または投資性金融資産が1億円以上、もしくは前年の収入が1,000万円以上

※1 特定の知識・経験は以下のいずれかについて1年以上の職業・実務経験がある場合を指します

1. 金融商品取引業、銀行業、保険業、信託業、その他の金融業
2. 大学・大学院での経済学もしくは経営学の教授、准教授、教員
3. 証券アナリスト、証券外務員(1種、2種)、FP技能士(1級、2級)、中小企業診断士
4. 経営コンサルタント業等で上記1～3の者と同等以上の知識・経験がある場合



金融商品取引法により、特定投資家のお客さまに対して適用が除外される規制項目のうち、一部の項目については、当社の定めるところにより一般投資家と同様の対応をさせていただく場合があります。

投資方針と勧誘方針について

金融商品取引法では、金融商品取引業者などに対し、お客さまの知識、経験、財産の状況、投資目的に照らして不適当な勧誘を行なってはならないと定められています。

◎投資方針について

大和証券では、お客さまの投資方針を ①「利子・配当等安定収益重視」、②「安定収益・値上がり益のバランス投資」、③「値上がり益重視」の3つに分類し、投資目的および投資対象となる金融商品をそれぞれ以下のように定めます。

投資方針	投資目的および投資対象となる金融商品
利子・配当等安定収益重視	利子・配当等の収入による安定的な収益の確保を重視するため、リスクの低い金融商品を投資対象とします。
安定収益・値上がり益のバランス投資	利子・配当等の収入を確保しつつ値上がり益による収益も狙うため、一部のリスクの高い商品を除く金融商品を投資対象とします。
値上がり益重視	値上がり益による収益の確保を重視するため、リスクの高い商品を含むすべての金融商品を投資対象とします。

◎投資方針と金融商品の関係について

大和証券では、お客さまのご意向と実情の理解に努め、投資方針に適した金融商品の勧誘を行なってまいります。

投資方針 \ 金融商品	I 低リスク商品	II 中リスク商品	III 高リスク商品
利子・配当等安定収益重視	○ お取引が可能です。	×	×
安定収益・値上がり益のバランス投資	○ お取引が可能です。	○ お取引が可能です。	×
値上がり益重視	○ お取引が可能です。	○ お取引が可能です。	○ お取引が可能です。

リスク別の 金融商品について	大和証券では、金融商品をリスク別に下記のように分類します。
	I. 低リスク商品……………ダイワMRF、個人向け国債など
	II. 中リスク商品……国内株式、外国株式、外国債券、株式投資信託、債券型投資信託、外貨預金、年金保険など
	III. 高リスク商品 (取引手法を含む) ……信用取引、先物取引、上場オプション取引など

- 当資料は金融商品取引法の説明用資料として大和証券が作成したものであり、個別商品の販売用資料ではありません。
- 当資料は各種の信頼できるとされる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。この資料は2022年8月現在の情報に基づき作成されたものです。今後出される政省令等により、内容が変更となる可能性があります。

お問い合わせは、お近くの大和証券 本・支店・営業所、または…

大和証券コンタクトセンター

 **0120-010101**

【平日】8:00 ~ 18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

●大和証券に口座をお持ちのお客さまは、お取扱店番号(3桁)・
口座番号(6桁)・暗証番号をあらかじめご準備ください。

大和証券ホームページ **www.daiwa.jp**